

卸売市場法第4条第5項第6号ハによる  
改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項について

項目	内容	理由
業務の許可（卸売業者、仲卸業者、関連事業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を行おうとする者は、市長の許可を受けること。</li> </ul>	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可（卸売業者、仲卸業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割をする場合、地位を承継するときは市長の認可を受けること。</li> </ul>	
帳簿の区分経理（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己の計算による取引と委託者の計算による取引を帳簿上区分して経理すること。</li> </ul>	
保証金の預託（卸売業者、仲卸業者、関連事業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の許可を受けた日から起算して1月以内に市長に保証金を預託すること。</li> <li>・預託した後に業務を開始すること。</li> </ul>	
保証金の追加預託（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証金の差押等あった場合、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加預託すること。</li> <li>・預託完了後に業務を行うこと。</li> </ul>	
せり人の試験、登録、更新（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売のせり人になるには試験を受けること。</li> <li>・せり人は、市長の行う登録を受けていること。</li> <li>・せり人が有効期間満了の日後も引き続き卸売のせりを行う場合は、登録更新すること。</li> </ul>	
せり人章、仲卸業者章、仲卸補助者章、売買参加者章、売買参加補助者章、帽子的着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場内で業務に従事するときは着用すること。</li> </ul>	
補助者の承認（仲卸業者、売買参加者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売に参加させる者は市長の承認を受けること。</li> </ul>	
売買参加者の承認（売買参加者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者は、市長の承認を受けること。</li> </ul>	
相続の認可（仲卸業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸業者が死亡した場合に仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けること。</li> </ul>	
市場取引の優先（市場関係者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市場における取引を優先するよう努めること。</li> </ul>	
売買取引の方法（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場において行う卸売は、せり売り若しくは入札の方法又は相対取引によること。</li> <li>・市長が指示したときは、せり売り又は入札の方法によること。</li> <li>・せり売り又は入札による取引は、仲卸業者又は売買参加者であること。</li> </ul>	
物品の即日販売（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の販売開始時刻までに受領した受託物品は、その日のうちに上場するよう努めること。</li> </ul>	
売買取引の方法について（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売は、現品、見本又は銘柄によって行うこと。</li> <li>・販売開始時刻前に当該物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項を卸売場に提示すること。</li> </ul>	

項目	内容	理由
物品の下見について（卸売業者、仲卸業者、売買参加者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をする場合には、その開始時刻前に物品の下見が十分できるよう、卸売場に配列すること。</li> <li>・仲卸業者及び売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引の適正化に努めること。</li> </ul>	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
重量以外の単位で売買取引を行った書面の作成と保存（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重量以外の単位で売買取引を行ったときは、書面を作成し、1年間保存すること。</li> </ul>	
指値のある受託物品の上場（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指値のある受託物品については、販売開始時刻前にその旨物品に表示し、上場の際呼び上げること。</li> </ul>	
指値のある未販売受託物品の措置（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指値のある受託物品で相当の期間内に販売できないものがあるときは、その旨を委託者等に通知し、指示を受けること。ただし、損傷、腐敗等により指示を待つことで委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</li> </ul>	
せり売の方法（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売品目について、必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、開始すること。</li> <li>・最高価格の申込者が2人以上のときは、抽選その他適当な方法でせり落し人を決定すること。</li> <li>・せり人は、せり落し人が決定したときには、遅滞なくせり落し価格及びせり落し人の番号を呼び上げること。</li> </ul>	
入札の方法（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の必要な事項を表示し、又は呼び上げた後入札に参加しようとする者に対し、入札票に必要な事項を記載させて行うこと。</li> <li>・開札は、入札終了後遅滞なく行うこと。</li> <li>・最高価格の申込者が2人以上のときは、抽選その他適当な方法で落札者を決定すること。</li> <li>・落札者が決定したときには、遅滞なく落札価格を呼び上げること。</li> </ul>	
入札が無効となった場合の再入札について（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定により入札が無効となったときは、開札の際にその理由を明示し、当該入札が無効な旨を告知するとともに再入札すること。</li> </ul>	
異議の申し立て（せり売り又は入札の参加者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せり落し又は落札の決定について異議があり申し立てるときは、せり落し又は落札後遅滞なく行うこと。</li> </ul>	
受託契約約款の掲示（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託契約約款を卸売場又は主たる事業所の見やすい場所に掲示すること。</li> </ul>	

項目	内容	理由
受託物品の検収による異状について（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質等について異状を認めるときは、検査員の確認を受け、物品受領通知書又は売買仕切書に付記すること。ただし、委託者等が立ち会ってその了解を得られたときは、この限りでない。</li> <li>市場外で引渡しをする受託物品の異状の場合は、当事者間で協議を行い、同様に付記すること。</li> <li>当事者間での協議が困難なときは、検査員の確認を受けた後、当事者間で協議を行い、同様に付記すること。</li> </ul>	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
販売原票の作成等（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱物品の卸売をしたときは、遅滞なく販売原票を作成し、5年間保存すること。</li> <li>売渡票を作成し、買受人に交付すること。</li> <li>当該月に作成した販売原票の写し又は当該販売原票を記録した電磁的記録媒体を翌月20日までに市長に提出すること。</li> </ul>	
卸売をした物品の相手方の明示及び引取り（卸売業者、仲卸業者、売買参加者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、卸売した物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置すること。</li> <li>仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取ること。</li> </ul>	
衛生上有害な物品等の売買禁止（卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持しないこと。</li> </ul>	
仕切り及び送金（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、必要な事項を記載した売買仕切書を送付し、売買仕切金を支払うこと。</li> </ul>	
仕切及び送金に関する特約について（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者と特約を結んだときは保存すること。</li> <li>特約を変更したときも同様とする。</li> </ul>	
買受代金の即時支払義務（物品を買い受けた者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金を支払うこと。</li> <li>仲卸業者から物品を買い受けた者は、当事者間で定める方法により、仲卸業者に対し、買受代金を支払うよう努めること。</li> </ul>	
支払猶予の特約の書面の保存（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払猶予の特約を結んだときは、書面を作成し、特約を結んでいる間、保存しなければならない。</li> </ul>	
買受代金の支払い（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品を買い受けたときは、出荷者に対し、買い受けた日の属する月の翌月末日までに買受代金を支払うこと。</li> <li>支払方法は、現金払又は送金。出荷者との特約がある場合はこの限りではない。</li> </ul>	

項目	内容	理由
買受代金の支払い（仲卸業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の卸売業者以外の者から物品を買い受けたときは、出荷者に対し、買い受けた日の属する月の翌月末日までに買受代金を支払うこと。</li> <li>・支払方法は、現金払又は送金。出荷者との特約がある場合はこの限りではない。</li> </ul>	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
卸売代金の変更の禁止（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売をした物品の卸売代金の変更をしないこと。ただし、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</li> <li>・物品の卸売代金を変更したときは、販売原票に理由を明示すること。</li> </ul>	
品質管理の責任者名の掲示（卸売業者、仲卸業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質管理の責任者名を当該施設の見やすい場所に掲示すること。</li> </ul>	
施設の使用許可の保証金の預託について（売買参加者等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の許可を受けた者は、1月以内に保証金を市長に預託すること。ただし、市長の承認を受けた者については、この限りでない。</li> </ul>	
施設の用途変更、転貸等の禁止（使用者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定又は許可を受けた者（使用者）は、施設の用途を変更、転貸し等行わないこと。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</li> </ul>	
施設の原状変更の禁止（使用者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の現状に変更を加えないこと。</li> </ul>	
施設の返還（使用者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場施設の使用資格が消滅したときは、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還すること。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</li> </ul>	
無許可営業の禁止（卸売業者、仲卸業者、関連事業者、市長が必要と認める者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしないこと。</li> </ul>	
市場への出入り等に対する指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従うこと。</li> </ul>	
市場秩序の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行わないこと。</li> </ul>	
臨時休日等の通知（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時の休日、臨時の開場、開場時間の変更による告知があったときは、遅滞なく業務の取扱上必要と認める者に通知すること。</li> </ul>	

項目	内容	理由
報告を要する事項		
純資産額の報告（卸売業者）	・ 毎年2回、純資産額を市長に報告すること。	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
取引の報告（卸売業者）	次に掲げる取引を行ったときは、市長に報告すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたとき。</li> <li>・ 市場内にある物品以外の物品の卸売をしたとき。</li> <li>・ 卸売の相手方として、物品を買い受けたとき。</li> <li>・ 仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けたとき。</li> </ul>	
卸売業者以外の者からの買入れの報告（仲卸業者）	・ 取扱品目について、市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、市長に報告すること。	
卸売予定数量等の報告（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎開場日、当日卸売をする物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告すること。</li> <li>・ 毎開場日、当日卸売をした物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告すること。</li> </ul>	
出荷奨励金の交付の報告（卸売業者）	・ 出荷奨励金を交付したときは、市長に報告すること。	
業務の代行による報告（卸売業者）	・ 行政処分を受け業務を行うことができなくなった場合には、未販売の受託物品について、遅滞なく市長に報告すること。	

項目	内容	理由
届出を要する事項		
取扱品目に該当するかどうかについて疑義がある場合（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱品目に該当するかどうかについて疑義がある場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示を受けること。</li> </ul>	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
業務許可証等の再交付（卸売業者、仲卸業者、関連事業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務許可証、せり人登録証、章等を破り、汚し、又は失ったときは、市長に届け出て再交付を受けること。</li> </ul>	
売買参加者承認証等の再交付（売買参加者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買参加者承認証、売買参加者章等も上記と同様。</li> </ul>	
名称変更等の届出（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出ること。</li> <li>・業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</li> <li>・業務を廃止したとき。</li> <li>・名称及び住所、資本金又は出資の額及び役員の氏名、取扱品目に変更があったとき。</li> </ul>	
名称変更等の届出（仲卸業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出ること。</li> <li>・業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</li> <li>・氏名又は名称及び住所、商号、法人の場合は資本金又は出資の額及び役員の氏名に変更があったとき。</li> <li>・業務を廃止したとき。</li> <li>・死亡又は解散したとき。</li> </ul>	
名称変更等の届出（売買参加者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出ること。</li> <li>・氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。</li> <li>・商号を変更したとき。</li> <li>・卸売を受けることを廃止したとき。</li> <li>・死亡又は解散したとき。</li> </ul>	
名称変更等の届出（関連事業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出ること。</li> <li>・業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</li> <li>・氏名又は名称及び住所、商号、法人にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名、営業の種類及び内容。</li> <li>・業務を廃止したとき。</li> </ul>	
せり人の消除の届出（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せり人を解雇したとき、又はせり人が死亡したとき、若しくは条例第12条第4項第1号、第2号又は第4号から第6号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出るとともに、せり人登録証及びせり人章を返還すること。</li> </ul>	

項目	内容	理由
不適格事項該当の届出（卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「条例第6条の2第3項第3号、第5号、第6号及び第8号」、「条例第18条第3項第1号、第2号、第5号～第8号又は第10号」、「条例第26条第3項第1号、第3号、第5号、第6号」、「条例第30条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号」のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出ること。</li> <li>・業務許可証を市長に返還すること。</li> </ul>	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
業務以外の業務の届出（卸売業者、仲卸業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務以外の業務を行おうとするときは、あらかじめ次の事項を市長に届け出ること。 届出者の名称、業務の内容、業務を営む理由、業務開始の予定年月日、事業計画</li> <li>・届出の内容を変更する場合も同様とする。</li> </ul>	
受託契約約款の届出（卸売業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売のための販売の委託の引き受けについて受託契約約款を定め、業務の許可を受けた日から1月以内に市長に届け出ること。</li> <li>・事項を変更したときは遅滞なく市長に届け出ること。</li> </ul>	
物品の品質管理の方法（卸売業者、仲卸業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業務に係る物品の品質管理の方法として次の事項を定め市長に届け出ること。</li> <li>・仲卸業務に係る物品の品質管理の責任者を定め市長に届け出ること。</li> <li>・届出の内容を変更する場合も同様とする。</li> </ul>	
市場施設変更承認工事の完成の届出（使用者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場施設変更承認の工事が完成したときは、遅滞なく市長に届け出て検査を受けてから使用すること。</li> </ul>	

項目	内容	理由
提出書類		
業務の許可申請書（卸売業者、仲卸業者、関連事業者）	・業務の許可を受けようとするとき	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（卸売業者、仲卸業者）	・事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けようとするとき	
業者合併認可申請書（卸売業者、仲卸業者）	・法人の合併の認可を受けようとするとき	
業者分割認可申請書（卸売業者、仲卸業者）	・法人の分割の認可を受けようとするとき	
純資産額回復申出書（卸売業者）	・行政処分の日から6月以内に純資産額が規定の純資産基準額以上の額となった旨の申出をするとき	
純資産額調書（卸売業者）	・毎年3月31日及び9月30日の計算日から60日以内	
事業報告書（卸売業者、仲卸業者）	・毎事業年度経過後90日以内（卸売業者） ・該当日現在で作成後90日以内（仲卸業者）	
せり人登録・登録更新申請書（卸売業者）	・卸売のせり人が登録を受けようするとき ・せり人が登録の更新を受けようするとき 有効期間の満了の日前60日から30日前までの間に	
報告書等（卸売業者） 残高試算表、貸借対照表、損益計算書、販売先別・販売方法別月間売上高報告書、 産地別・品目別月間売上高報告書、品目別・産地別月間売上高報告書、売上高報告 書、兼業報告書	・毎月末日現在で作成し翌月10日までに	
補助者承認申請書（仲卸業者、売買参加者）	・卸売に参加させる者（補助者）の承認を受けようとするとき	
補助者辞退書（仲卸業者、売買参加者）	・補助者を辞退したとき	
仲卸業務相続認可申請書（仲卸業者）	・被相続人の死亡の日から60日以内	
売買参加者承認申請書（売買参加者）	・せり売り又は入札の方法により卸売を受けるための承認を受けようとするとき	
重量以外の単位で売買取引を行った書面（卸売業者）	・市長から求めがあったとき	
業務以外の業務開始・変更届出書（卸売業者、仲卸業者）	・業務以外の業務を行おうとするとき又は変更するとき	
市場外卸売場所指定申請書（卸売業者）	・卸売の業務を行うために、市場以外の場所に物品を保管する保管場所の指定を受けようとするとき	
市場外卸売場所指定解除届出書（卸売業者）	・上記の指定を必要としなくなったとき、遅滞なく	
仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書（卸売業者）	・「第三者販売」の取引を行ったとき、翌月10日までに	
市場外にある物品の卸売に関する報告書（卸売業者）	・「商物分離」の取引を行ったとき、翌月10日までに	
卸売の相手方としての買受け報告書（卸売業者）	・「自己買付」の取引を行ったとき、翌月10日までに	
仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品買受等報告書（卸売業者）	・「買戻し」の取引を行ったとき、翌月10日までに	
受託契約約款制定・変更届出書（卸売業者）	・受託契約約款を届け出るとき	
販売原票の写し又は当該販売原票を記録した電磁的記録媒体（卸売業者）	・当該月に作成したものを翌月20日までに	
卸売業者以外の者からの買入れ物品販売報告書（仲卸業者）	・「直荷引き」を行ったとき、当該月に販売した実績を翌月10日までに	



項目	内容	理由
卸売予定数量等報告書（卸売業者）	・前日の卸売の数量及び価格と併せて販売開始時刻までに	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
卸売結果報告書（卸売業者）	・販売終了後遅滞なく	
主要品目販売価格報告書（卸売業者）	・販売終了後遅滞なく	
売買仕切書又は売買仕切金の特約の書面（卸売業者）	・市長から求めがあったとき	
出荷奨励金交付報告書（卸売業者）	・交付の翌月20日まで	
支払猶予の特約の書面（卸売業者）	・市長から求めがあったとき	
市場施設使用指定・許可申請書（卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者、その他）	・市場施設の使用の指定を受けようとするとき（卸売業者、仲卸業者、関連事業者） ・市場施設の使用の許可を受けようとするとき（売買参加者、その他）	
市場施設変更承認申請書（使用者）	・市場施設に建築、造作、模様替えを加える等のための承認を受けようとするとき	
使用料の減免申請書（使用者）	・使用料の減免を受けようとするとき	